

法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者
処遇関係）部会第2回会議配布資料

少年院における業務の概要



多摩少年院長 柿崎伸二

少年院の業務

矯正教育

- ◆ 在院者の特性に応じ，生活指導，職業指導，教科指導，体育指導，特別活動指導を実施



社会復帰支援

- ◆ 在院者の希望と適性を踏まえ，就労・修学支援，帰住先の確保，医療・福祉機関と連携した支援を実施



処遇例

年齢：入院時 19 歳

事件名：窃盗

非行時の就業状況：無職

保護処分歴：保護観察

精神状況等：AD/HD，幼少期に実母からの虐待（ネグレクト）

性格等：

- ・ 衝動性が高く，目先の刺激に流されやすい
- ・ 感情表現の不器用さから周囲からの理解を得にくい
- ・ 他者との信頼関係が築きにくい
- ・ 慢性的な不安や寂しさを抱えている

家族・生育歴：

- ・ 実父母は幼少時に離婚し，引受人は実母
- ・ 幼少時から万引きを繰り返している

在院中の状況等：

3 級

- ・ 反則行為を頻発
- ・ 職員の指導等を被害的に受け止める

2 級

- ・ 集団から孤立し，不適応状態へ
→ 単独寮において個別処遇を実施
→ 個別担任が面接を密に実施して信頼関係を構築
- ・ 徐々に集団指導に参加
- ・ 高等学校卒業程度認定試験を受験

1 級

- ・ 集団寮に復帰
- ・ 上級生としての役割を果たしたことを周囲から認められ，自信をつける

社会復帰支援等の状況：

- ・ 就労支援
（キャリアカウンセリングの実施）
- ・ 保護関係の調整
（特別面会，三者面談の実施）
- ・ 社会生活への移行に向けた調整
（関係機関と連携した処遇ケース検討会の開催等）
 - 進路の決定
 - 親子関係の改善
 - 円滑な社会復帰の実現

出院後の状況：

- ・ 福祉の仕事を目指して専門学校に通学
- ・ 人間関係の悩みについて電話相談
 - 個別担任が助言・激励

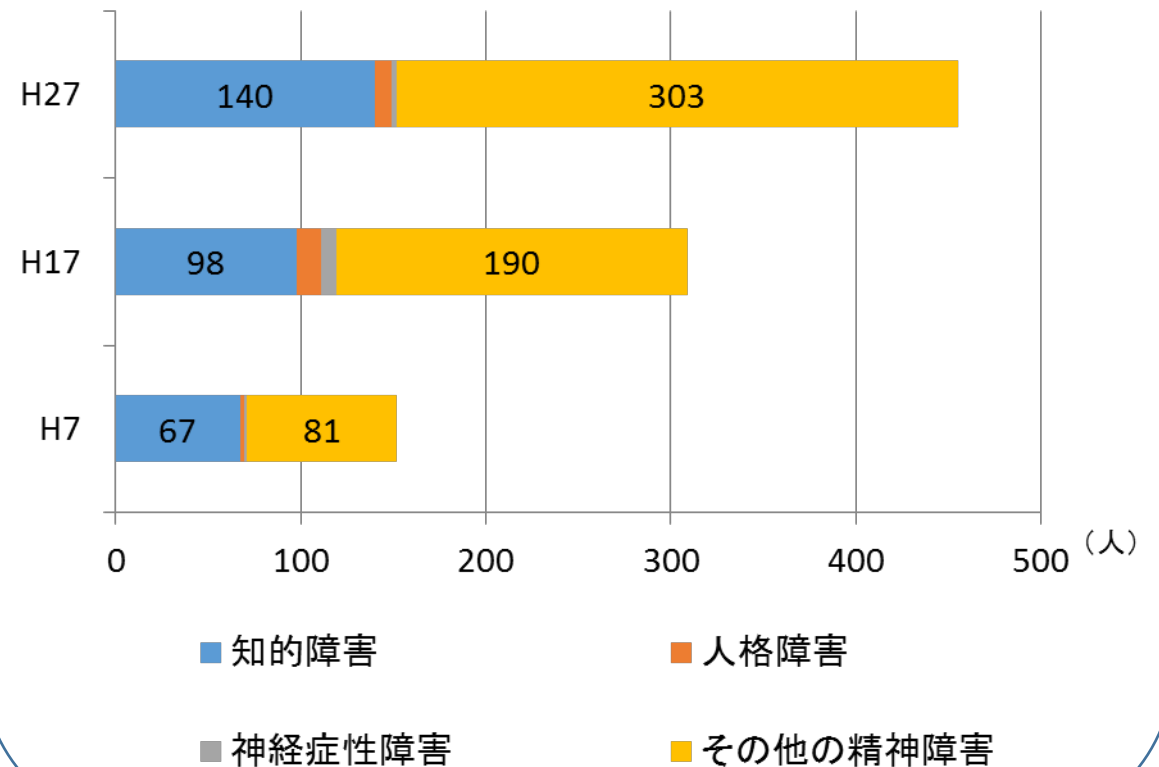
知的障害又は発達障害を有する者の状況

知的障害又は発達障害を有する
在院者が増加

処遇上の課題

- ・ 集中力が続かない
- ・ 衝動性が高い
- ・ 独特のこだわりが強い
- ・ 対人認知の偏りが大きい
- ・ (発達上の課題等への手当てが十分になされなかった結果として) 対人不信, 被害感, 劣等感等が強い

新収容者の精神状況の推移



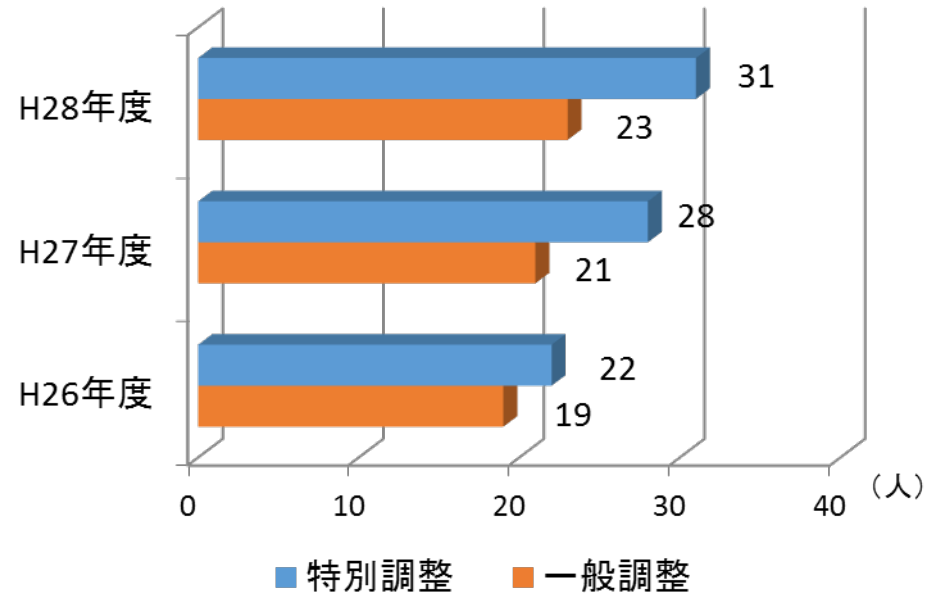
自立が困難な者の状況

障害のある在院者で、自立が困難で適当な帰住先がないなど、福祉、医療等による支援を必要とするものが増加

生活環境の調整上の課題

- ・ 保護者が引受けを拒否
- ・ 適当な帰住先の確保が困難
- ・ 福祉的支援への橋渡しの必要性

特別調整・一般調整対象者数の推移



※各年度に対象者として選定された人数。平成28年度の数値は、平成29年3月24日までのものである。

特別調整・・・障害を有し、かつ、適当な帰住先のない少年院在院者が、釈放後速やかに福祉関係機関等による適切な福祉サービスを受けられるようにするための特別の手續

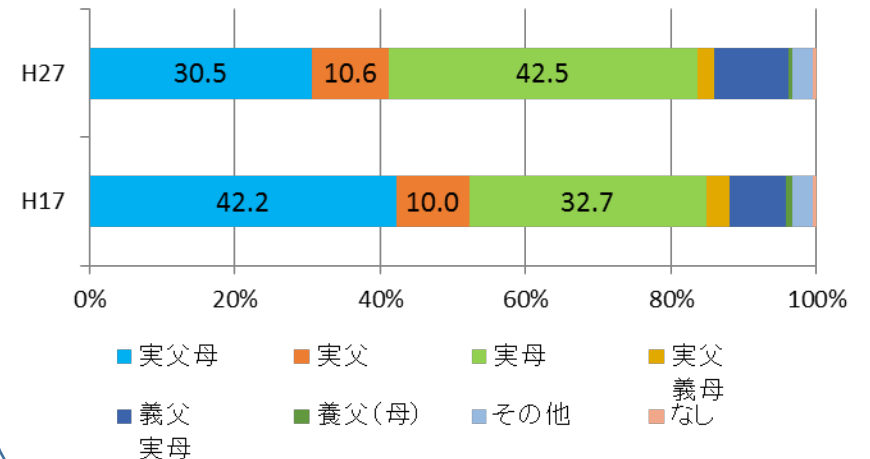
一般調整・・・帰住先のある者に対して、当該住居に居住しながら福祉サービスを受けられるようにするための手續

保護者及び引受人の状況

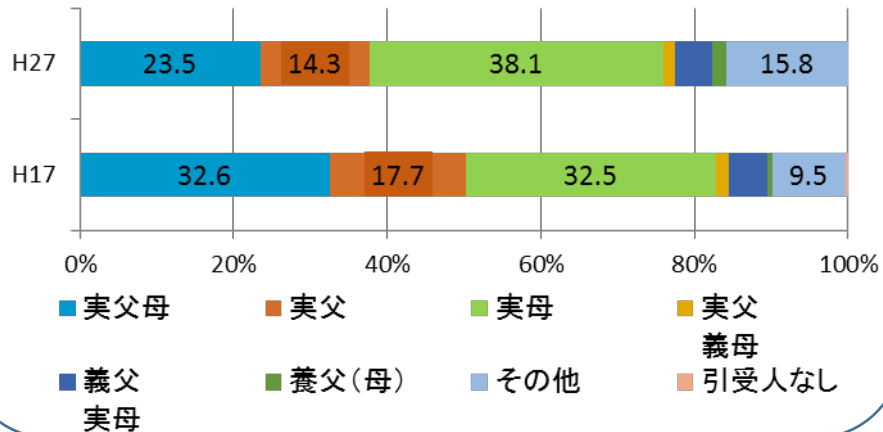
新収容者の保護者において実父母の占める割合が減少し、実母の割合が増加

- ・「実母のみ」の比率
H27: 42.5% ← H17: 32.7% (9.8ポイント増加)
- ・「実父母」の比率
H27: 30.5% ← H17: 42.2% (11.7ポイント減少)

新収容者の保護者状況



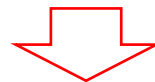
出院者の引受人の状況



出院者の引受人において、親族以外の許に帰住する割合が増加

帰住先が「その他」である者の比率
H27: 15.8% ← H17: 9.5% (6.3ポイント増加)

生活環境の調整上の課題



家庭の監護力の低下, 引受け拒否等による帰住先確保の困難化

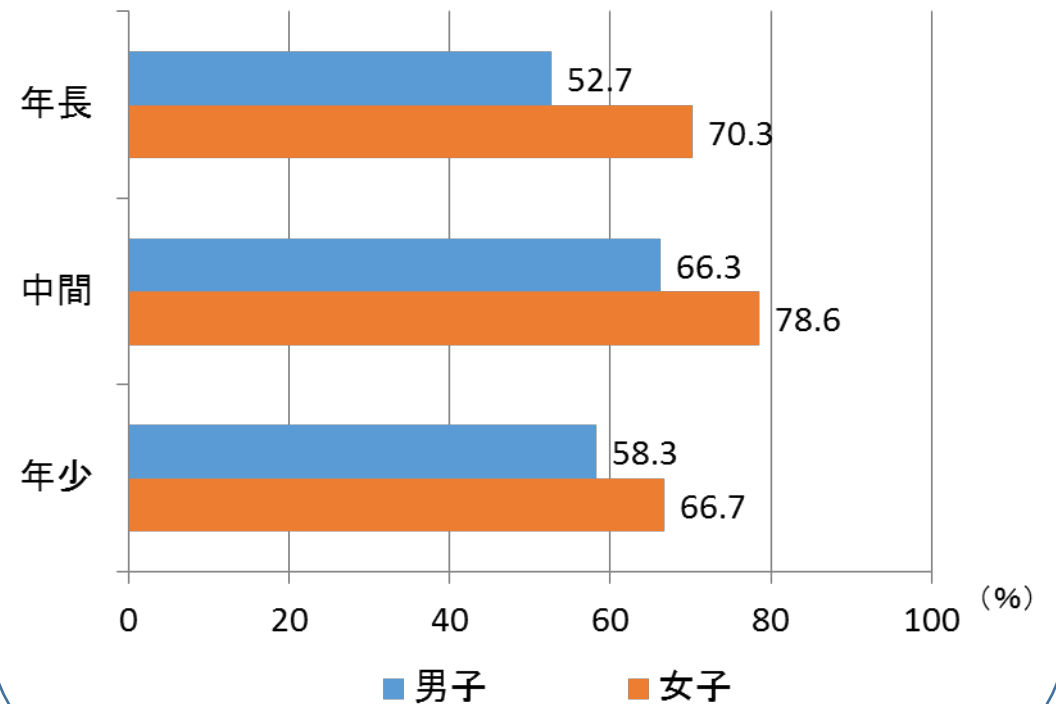
被虐待体験の状況

被虐待体験を有する在院者が高い割合を占める

処遇上の課題

- ・ 感情や衝動の調節が困難
- ・ 安定した対人関係の構築が困難
- ・ 物事への対処の仕方が不適切
- ・ 社会や大人への不信感
- ・ 自尊感情の低下

被虐待体験を有する在院者の比率



被虐待体験・・・家族からの被虐待体験(身体的虐待, 心理的虐待, ネグレクト, 性的虐待)を有する者のうち, 配偶者による行為など児童虐待に当たらない事例を除き, 最もつらかった被虐待体験の相手方が保護者であるもの

女子在院者の状況

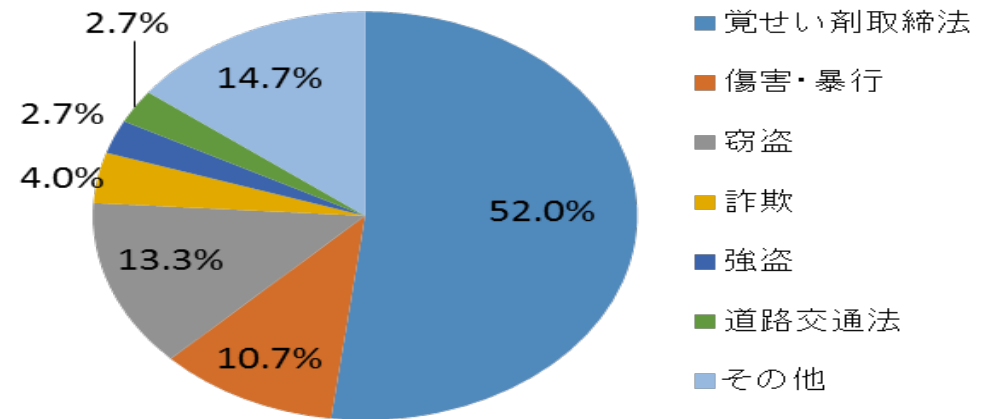
女子在院者の特性

- ・自己表現力が乏しく、適切な問題解決ができない
- ・自己イメージが悪く、逃避や依存で問題を回避しがち
- ・被害経験によるトラウマなど、精神的に不安定

処遇上の課題

- ・安定した対人関係の構築が困難
- ・薬物依存等の表出した問題だけでなく、自尊感情の向上を含めた様々な働き掛けが必要
- ・自傷
- ・摂食障害
- ・帰住先の調整が難航

女子年長少年の非行名別構成比(H27)



矯正教育の仕組み

(期間例) 2か月

6か月

3か月

個人別矯正教育計画

3 級

2 級

1 級

- 1 基本的な生活習慣・生活技術を身に付ける
- 2 適切な自己表現力を身に付け, 円滑な対人関係を構築する
- 3 社会人としての在り方を認識し, 出院後の生活設計を具体化する

個人別矯正教育目標

(目標例)

段階別教育目標

- 1 ……
- 2 ……
- 3 ……

- 1 決まりを守って生活する習慣を身に付ける
- 2 自分を表現する力を身に付け, 問題解決に…
- 3 家族との相互理解を深め, 社会に適応する…

- 1 ……
- 2 ……
- 3 ……

+

生活及び行動の
状況

矯正教育への取組状況

規範意識・基本的な生活態度・対人関係

成績評価

成績評価に応じた
処遇の段階の向上

3 級

2 級

1 級

個々の在院者の特性等に応じた指導

少年院における在院者との
面接結果, 保護者の意向等

家庭裁判所における
調査結果

少年鑑別所における
鑑別結果

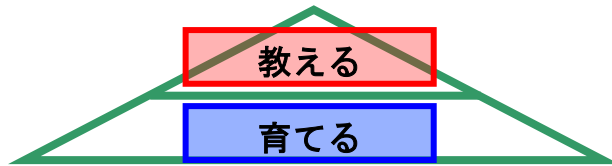
<科学的アセスメント>

個人別矯正教育計画を策定

(必要に応じて修正・変更)

在院者の成長発達を促しつつ, 一人一人が抱える問題性や
事情に配慮した指導

少年院における処遇



「教える」ことの土台には「育てる」ことがある。少年院では、家庭、学校、社会生活等の中でその土台が築かれてこなかった少年に対して、安全な場において対人関係を経験させ、様々な支援を行う「育て直し」に力を入れつつ、矯正教育を行っている。

矯正教育の基礎：安全で明るく規則正しい生活
(昼夜にわたる生活指導・職員との密接な関係)

再非行防止・社会復帰支援

- 問題行動指導
- 被害者心情理解指導
- 進路指導
- 特定生活指導
- 就労・修学に向けた指導及び支援

職業生活設計指導, 自立援助的職業指導, 職業能力開発指導, 就労支援

義務教育指導, 高等学校教育指導, 高校卒業程度認定試験, 進学・復学に向けた指導及び支援

育て直し

- 個別指導
個別担任制, 個別面接, 作文・日記指導
- 集団指導
集団討議, グループワーク, 役割活動
- 基本的な生活訓練
日常の生活指導, 集団行動訓練, 食育
- 治療的指導
箱庭療法, マインドフルネス
- 保護関係調整指導
保護者会, 保護者講習会, 三者面談,
保護者参加型プログラム

【基盤】安全・安心な環境

日課等に基づく規則正しい生活, 明確なルールの下で公平性を保ちつつ, 在院者の日々の生活に目配り
夜間や休日においても職員が在院者と行動を共にし, 指導・助言



- ① 更生的風土の醸成
- ② 適切な規律・秩序の維持
- ③ きめ細かい生活上の配慮(心情, 衣食住)

【基盤】 信頼関係

社会や大人への不信感が強い少年に対し、その考え方、家族・友人関係等に踏み込んで指導を行うためには、職員との間に信頼関係が成立していることが不可欠



- ① 在院者の人権の尊重
- ② 在院者の心情把握の徹底
- ③ 個別担任と寮担任職員のチームワークによる指導

小規模（集団）で**高密度な**処遇を展開

個々の事情に応じた特定生活指導

特定生活指導は、全施設共通の中核プログラムと、各施設が選択して実施する周辺プログラムにより構成され、受講後にフォローアップ指導を実施

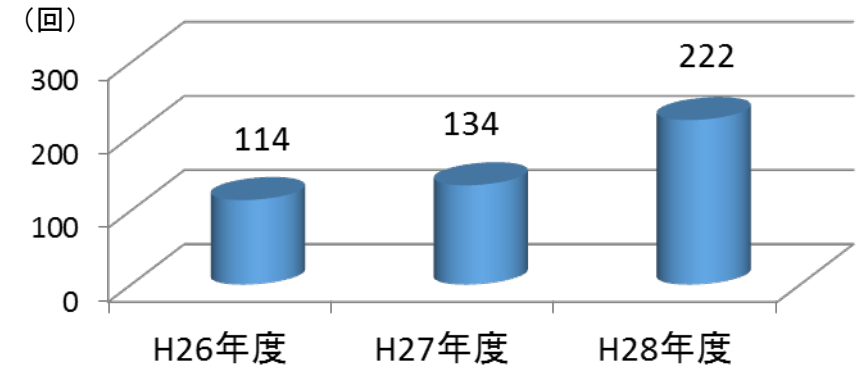
特定生活指導	中核プログラム	周辺プログラム(例)
被害者の視点を取り入れた教育	償いに向けての特別プログラム	被害者心情理解指導, 個別指導, 課題作文, 読書指導, ロールレタリング
薬物非行防止指導	J. MARPP	マインドフルネス, アサーション, ミーティング, 自助グループ講話, 個別指導
性非行防止指導	J-COMPASS	マインドフルネス, アンガーマネジメント, 性教育, 個別指導
暴力防止指導	暴力防止プログラム	被害者心情理解指導, SST, 個別指導
家族関係指導	家族プログラム	保護関係調整指導, SST, 個別指導
交友関係指導	ともだちプログラム	アサーション, 個別指導, 当事者講話

円滑な社会復帰に向けて

多機関連携

効果的な支援を行うためには、多くの機関と直接に協議や調整を行うことが必要

処遇ケース検討会の開催状況



保護観察への円滑な移行

円滑に保護観察に移行することができるよう、更生保護官署と連携
出院後もケースによっては少年院の職員が支援会議に出席して継続的に関与

出院者等からの相談対応

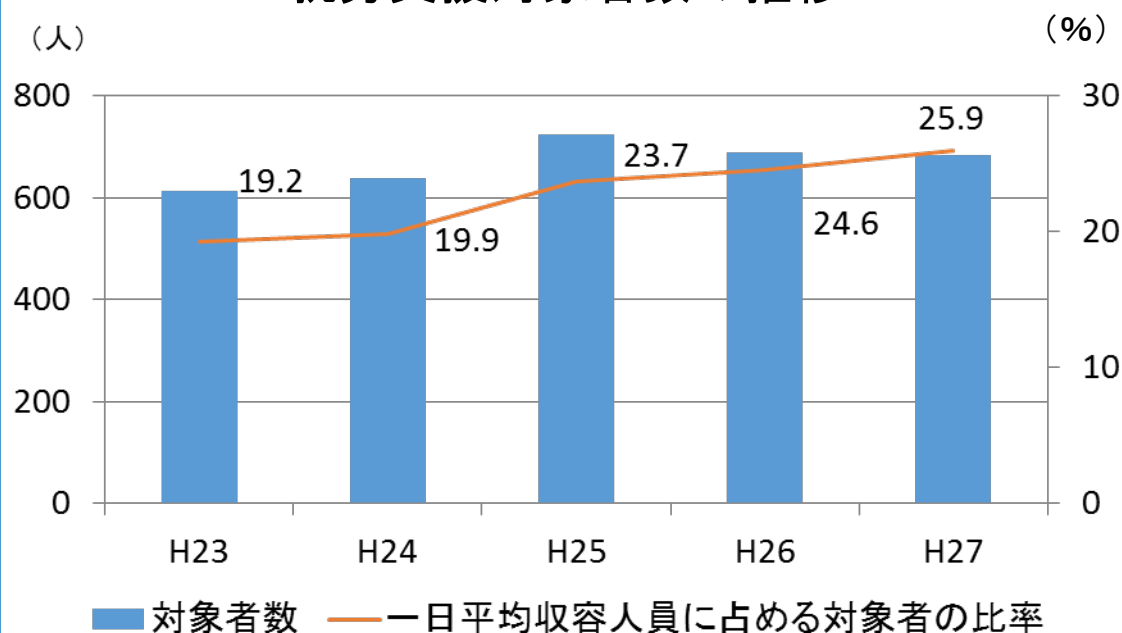
出院者や保護者等からの相談に少年院の職員が対応
→ 人間関係, 学業, 就労, 不良交友断絶, 家族関係の相談等

出院後の支援体制の構築が必要

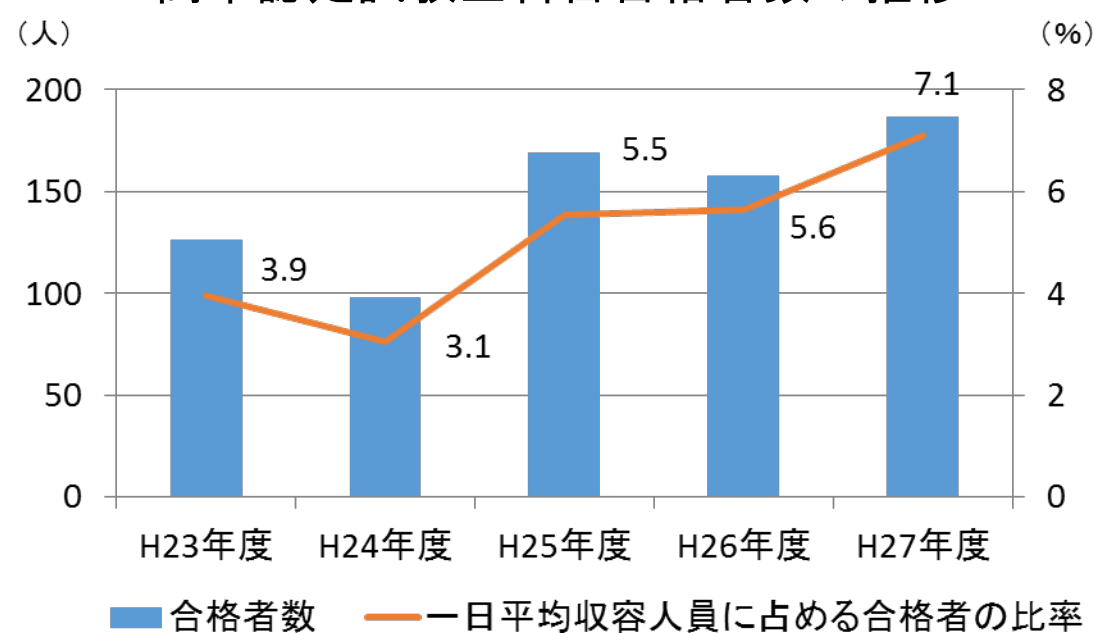
出院後の自立に向けた取組

本人の希望や適性，保護者の意向等を踏まえ，進路指導を丁寧に行い，
出院後の進路が決定した後は，その実現に向けた支援を実施

就労支援対象者数の推移



高卒認定試験全科目合格者数の推移



就労・修学生活への定着が課題